

は自然増など、その増減について資料を求め、審議調査対象とされにかどうか。

二つ目、地価の高騰を含む原価の押し上げにより、販売に適さない価格構成となっている。したがって福生市内に対しての建設意欲が見られなくなった、というものに対して何年前、あるはこの要綱の発足当時から現在までに、地価の高騰を含む原価等の指数は、どのような変化を来してきたのか。現状と過去の実績と言うか、実数はどのようにかわつて来たか、そのデータはどのようなになっているか。さらに、発足当時から現在までの、年度別要綱に御協力をお願いした件数、その件数中、福生市の業者数は何件か。このようなことは、当然、これは福生市の要綱であり、福生市以外にかわるものではないことであり、どのようなことになっているのかどうか。

三つ目、請願書末尾二行について、委員会の意見、あるいは討議された内容は、どのような結論であったものか。先ほどの委員長報告によりますと、「願望である」というふうな言葉が出ましたけれども、その内容をもう少し、恐縮ですけれども細部にわたってお聞かせ願いたいと存じます。

以上三点を、まず請願書の内容からお尋ねしたわけですが、どうしても、請願書にうたわれてゐるこの三つの点で、これは請願の基本的なものと私は思うわけですが。したがって請願書を審議する上での、これはあくまでも私は初歩的な問題として第一に取り上げる事項かと思うわけでお尋ねし、回答をいただいた、というところでござりますが、さらに、これを具体的に質問させていただきますが、何ゆえに私が、慎重に担当委員会で審議され採決と決定した、ことについて質問するかについて申し上げます。

この宅地開発要綱案を議会に諮られた当時——昭和八年当時、全会一致をもってこれを了承し、本日まで、これが施行、履行されてきたこと、当時の議員も過半数までにはいかな、と思ひますけれども、現に在席されていると思うわけではございません。本日、私が申し上げるなら、二回の審議で採決と決定したこと自体、その審議内容が余りにも、その決定ということは、審査内容において経過がある要綱だけに、請願内容に対する資料を求め、請願内容と資料の実数等を詳細に検討の上、このような経過である、このようにかかっている、というデータとをそろえての採決決定の報告があつてしかるべきかと私は思ひわけ

であります。それはなぜか。本件は法の改正に基づく改正でもなく、したがって条例の改正によるものでも、もちろんない。それだけに、この要綱による業者からの御協力を願っても、断わられても、これについて法的な要求措置置もできない。その要綱だけに、いわばお願いする土地開発要綱である。私がいまここで、このようなことを申し上げるまでもなく、委員会でも十分承知の上、審議の上、採択したと存じますので、たゞいま委員長の委員会報告は、重点的なことのみの報告で、他に枝から葉というようない意見、審議もあつたことと存じますので、まず当初申し上げました三点について、どのような内容の細かい審議が、また意見がありましたか、どうかを伺いたいと存じます。

なお、この宅地開発要綱に関連してある福生市の土地開発基金条例、四十四年の条例二十号、あるいはまた、福生市都市施設整備基金条例、四十九年、条例三十七号、福生市都市開発基金及び福生市都市施設整備基金貸付要綱、五十六年九月三十日、それから、福生市宅地開発等審議会規定、四十九年十月二十日、こういうふうなものも、その関係に一部の関連もあるという事もお含みの上、私は細かい点について回答をいたすだけには幸

せだと思つます。その回答によつて、次のまた質問をさせていたしたいと思います。

○議長(末次性男君) 暫時休憩いたします。

午前十一時三十八分 休憩

午後一時一分 開議

○議長(末次性男君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続行いたします。

○建設委員長(高水惣八君) たゞいまの貫井議員さんの御質問に対し、ましてお答えいたします。

まず第一点の人口の自然増及び社会増の件でございますが、本件に關しましては、事務局より資料が提出されております。四十七年より五十六年の十年間の表がありますが、参考までに五十二年より五十六年までの分を報告いたします。

五十二年より自然増は、五十二年に七百四十四名、五十三年に七百二十六名、

五十四年に六百六十六名、五十五年には五百五十六名、五十六年に五百八十八名の増であります。また、社会増については、五十二年度は六十六名の増、五十三年は四十四名の増、五十四年は四百九十七名の減、五十五年は五百五名の減、五十六年は三百五十八名の減であります。

以上で、自然増と社会増の人口は、非常に微増であります。

それから、第二の地価の高騰と年度別の実績でございますが、地価の高騰の件ですが、当委員会については、この件については質疑はあります。せんでしたが、年度別の実績によりますと、昭和四十九年以降、中高層建築物として審査の対象となった件数は百七十二件であるが、負担金を実際にいたしたものは三件であります。以上であります。

それから第三の、二行の後書きでございますが、この請願が採択されても、理事者の方で、これにより非常に重圧を感じますと言いますが、どうしても下請を採用しなくてはいけないというような拘束力を持っていらっしゃるわけではなく、願望みにいなものです。できるだけ地元の、たとえば電機屋さんとか、下水道、上水道のこととか、いろいろなものを使っていただければありがたい。

と願いを込めて、できるだけそうしてほしい、ということ、私も紹介議員となつたという事です。採択されたからといって、理事者がさういうふうにしなければならぬ、という拘束力はない、私は理解しております。

なお、検討中の市が九市という事です。やはり時代の流れとともに検討していくことは必要じゃないかと思つます。いわゆる国のやつる第三次全国総合開発実施計画が、五十二年に出版したわけですから、思惑とは大分違つてゐるわけです。東京圏の人口流入を防ぐとか、そういうものも、当然、当初は大分計画が違ひ、さういったことも、最近、見直さなければならぬ、と言われている時代でもあるし、私としては、先ほど言われましたように、地元の建設業者、下請採用についても御配慮していただくとか、さういったことも紹介議員から説明がありましたので、この点については、あくまでも請願者の気持ちなんだ、決して拘束するものじゃない、願望なんだというふうに理解しまして、見直しをする必要があるんじゃないかと、採択すべきと思つます。

後書きの二行については、以上でございますのでよろしくお願いしたいと思ひ

ます。

○二十二番(貫井喜代次君)　あうがとりこいしました。人口の推移等についての件は、多少、私が調べたことと——私は四十六年からあるいは四十八年制定からのものと調べておいたんですけれども——そんなに大した差はないので、人口の推移につきましては、この請願書による三百数十人というところについて御審議のにはどうということでもございまして、その点については了とするものであります。次の地価の高騰というところで、別に資料もあれなかったが、本委員会として質疑がなかったというところですけれども、これは当然、ここに請願者が書かれてあるものであって、当然、これらは審議の過程に入れるべき問題ではなからうかと思つます。

また、建設百七十一件中三件だというところですけれども、これは何年か何年までにか、いまお聞き漏らしたのか、そうしたこととはわかりません。それから、三点目の末尾二行目について、これとしても拘束力は理事者側になんとか、あるいは願望であるとか、どうもこの点か、それでは、配慮は、また気持ちで願望であるというところの、いまの説明でございまして。

それでは、いりうことをどういりふりに考えるかと。請願というものはどういりものであるか、陳情というものはどういりものであるか、というところの内容がわかりになつていない、この審議じゃなからうかと思つます。請願というものはどういりであるかと。あるいは陳情はどういりであるかと、私はどういりふりなことも全部調べてあります。委員会で決定し採択したものを理事者にやっても、理事者はそれに拘束力を持たないんだと。それでは、請願、陳情をいまでもやたものは、ただ委員会や何かで決定しても、理事者は拘束力も何もないんだからやういふしておうと、いりうことは私はなろうと思つて、これは私にだけなくそう思うと思つて。委員会で決定したり採択したものを理事者に送つても、理事者の方は、いや拘束力はないんだと。それから、願望だと。陳情というもののに対して、これは請願ですけれども、請願というものは願ひ出るものであつて、請ひ願ひことであるんだと。だから、その希望を申し出ていることである。だから末尾二行について、これは完全にもう、請願の内容の主たるものなんです。そう思つて。さらには、これを具体的にまた私が申し上げるならば——回答をいたしたので——

この要綱の発足以来今日まで、一言われのように、百七十三件中三件と、その三件から、いわゆる御協力をいただいたものだと思うんですが——いまの説明によれば……。その金額は幾らぐらいいいになったかと。もう業者の件数まであれしにんなら、じゃあ、それ幾らぐらいいいになったのかと。先ほど来申し上げるように、法律でもなければ条例でもない要綱で、業者に御協力ににいてゐるといふ要綱なんだから、業者数まで出たら、金額は、その三件で幾らぐらいいいになったのかというところも、当然、その審議の中に出てくると思ひます。それで、一言三件というものは福生市の業者であるかと私は思ひます。それで、その三件なら三件の企業と云うのか、会社というものは、もちろん福生市へ協力してもらつたんから、と言ひながら、業者は東京からも埼玉からも、あるいは山梨からも来る人もありましよう。この三件というものは、福生市の方でやつたものかどうか。請願に對する基本的な内容に解れるわけですが、その経過、調査事項を委員長報告によりますと、検討、審議をしながら、しかも市民に直接かわりのある、市民生活に直結するといふ事項でも、この

問題は、ないではなかつたかと、私は、こう思ひます。

だから、本件を採択と決定したことは、担当委員会として常識的にも審議すべき、検討すべきものを審議しなかつたんじゃないか。そしてその採択したことになるかと私は思ひます。その付託された責任ある委員会として、もう少し時間をかけてやてもらつたか、と、残念であるといふふうに私は思ひます。

それで、先ほど来申し上げてゐるように、請願は何を訴へてゐるのかと。本筋を決めずして、もし採択したとするならば、これはもう一度審議をしてもらう必要もできようかと私は思ひます。

なお、いろいろ申し上げるならば、さらに申し上げるならば、宅地造成業者、私は学がないのでわからなもので、この舌をかわような「デベロッパ」とか何とか、一生懸命、辞引を引いてあれしたら、「宅地造成業者」といふふいふ解説のようになっていますが、この問題の宅地開発指導要綱が適用されるからとして、十九世帯以下の建物に抑えて建築した、また、せざるを得なかつたといふ方もあつたことでありましよう。事実、これはあると

思います。また今後もあるうかとも思います。しかし、福生市の人口約五万人のうち、そのような事業を行う、いわゆる資力、あるいは資本、あるいは資金のある方が何人くらいいるでしょうか。そのような事業を施行できる、いわゆる資本家と言うか、資産家と言うか、企業家と言うか、人口五万人のうちの五千分の一か、八千分の一か、あるいはそれ以下であるかも知れませんが、この要綱は市民大衆のための公共施設の整備充実に当てるための御協力を願うという要綱を、改めてその負担の軽減をこれにいうとする請願内容であることを間違ひはないと存じます。

したがって、法律改正に伴う、あるいは条例改正に伴うものではないものを、内容をつぶさに、慎重に、回を重ねて審議決定することが、市民の代表である。常時申し上げておるように、議員は市民代表であるという議員、議会の責任ではないかと私は思ひます。でないと、資本家、資産家、あるいは大企業を保護、あるいは助成するということもなりかねないと思ひます。担当委員会もやはり、審議会としてまことに大きな問題ではないかと思ひます。また、そうすることが議会の、議員の責任では

なかりかと私は考えるものであります。二回の委員会審査であると申しておるわけではありません。わすか二回というものを、私は言っているわけではありません。要は一回でも、審議された内容や問題点が、詳細に審議し尽くしにことであれば、採択と決定し、議会でこれを決定しても、市民からどうこう批判されることもなく済むものと存じます。

というわけで、私はこの点については、先ほど申し上げたように、これは私一人で決めることではございませんが——もっと、もう少し突っ込んで審査をする必要があるのではなからうかと、こんなふうに思ひますが、さらにまた申し上げるならば、先ほどちょっと委員長報告に対しての末尾二行について申し上げるならば、請願は市に、市議会に提出されたものです。民間業者に、資材は地元から、下請業者も市内からというところ、この気持ちは理解できます。にしても、採択の上、執行部に渡したとして、これが取り扱いはどのようなか。願望であるとか、拘束力はないとか言うけれども、ちうとこれは請願の中に入っている大きな問題点だと思うんです。取り扱いはどういふふうにこれをやって執行部はするか。執行部のことは執行部でやるんだからいいんだと。議

会はそのことは構わないで採択したんだというところかもしれないけれども、具體策、具體的な方策が、もしあったら伺いたいと私は思うんです。要は福生市として市で行う公共事業なら請負業者にお願ひし、御協力をお願いすることもあろうと存じます。しかし、民間業者の施行事業に対して、このような願ひをしうとし、執行部としてできる可能性があるかどうか。またそのようなことが、可能であるかどうかというところは、私はどうも可能ではないと思うわけです。

したがってこの二行は採択としても、いわゆる一部採択、一部不採択というふうなはずすべき性格的なものを持って、どうんじやなかろうかと思うんです。実行性が、可能性がどうすべきかというところではないとすれば、末尾二行は非常に難題であることと同時に、これを一括して採択ということはどうかと思ひます。配慮くだないというところを受けた場合、配慮しますという回答になるわけです。願望であるとか、拘束力がないとかいうことに対しては、真向うから私はどういふことではないと思ひます。委員会として決定し採択されたいものでしたら……。もしそういふ点がありましたら、更に審議内容をお聞

かせ願うと同時に、次の報告、回答によりましては、委員会の会議録、そういうようなものも、提出も要求を議長にしたいと私は思ひます。次の回答次第によってどういふようなことかと思ひます。

以上を申し上げて、さらにひとつ説明をお願いしたいと存じます。

○議長（末次性男君） 暫時休憩いたします。

午後一時二十一分 休憩

午後二時四十分 開議

○議長（末次性男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続いて質疑を行います。

○建設委員長（高水惣八君） 大変答弁がおそくになりました。申しわけございません。

先ほどの質問の第一点であります。過去における協力金については、委員会としては、金額は明らかになっておりません。ただし実績については、昭和五十三年度に一件、昭和五十五年度に一件、昭和五十六年度に一件の

計三件となっております。以上でありますのでよろしく願いたします。

また次に第二点のなお書き、二行の問題、すなわち、建設工事に必要な資材の地元購入及び地元建設業者の下請採用について配慮されたことの要望について、本請願が採択された場合、理事者にどのような対応するかという点については、まさに残念ではあります。が、当委員会としては審議は行われませんでした。

第三点の質疑の、これは願望であるから採択後の措置は理事者の判断に任せるといふような考案のもとに採択したという委員長答弁は議会の権位を損うものであるという御指摘をいたしましたが、それはまさにそのとおりでございます。委員長答弁の不備をおわびいたします。当委員会としては、すべての案件に対し慎重に審査を行い、議会の意志決定をいたしたものは、すべて今後の行政に生かされるという態度のもとに審査を行っております。この点、先ほどの委員長答弁の誤解を招いたことをおわびし、御了承をいたしたいと存じます。よろしく願いたします。

○二十二番(貫井喜代次君)

回答ありがとうございます。

そこで、いまの一点の、三件について協力は検討されていなく、検討されていなく、また質問もできませぬからそれはそれとして、二行についての問題についても審議されていなく、この点の答弁でして、それで、三項目の願望についてという点について、「おわびをします」といふ誤解を招いたという点でございます。

私が申し上げるのは、誤解を招いたというふうなことはかりでなく、私も三つばかりこれに対してまた質問したい、さらに細かい点もありますけれども、長時間にわたって休憩し、また回答もいたしたので、この辺で最終的というふうなものもあるかと思えますけれども、ただ、先ほどの委員長報告に対して、いまそういう言葉がなかったんですけれども、拘束力がないという点について、誤解を招くという点より、委員会の決定、あるいは議会の決定も、理事者に送付すれば事足りるとしたならば、委員会及び議会で審議する必要はない。理事者執行部にとって、まことにありがたい。それでは委員会や議会の審議は何のためにやっているのかと。私は委員会の決定も議会の決定

も、理事者、執行部はこの決定について忠実に検討し履行し、または履行すべく努力していくことが、委員会決定、あるいは議会の決定で理事者は取るべきである。対処すべきじゃないかと思うので、これらがまたそのまゝ、拘束力がないというところが生じているということになる。先ほどの答弁で、これは今後、非常に大きな、委員会の審議、請願、陳情はもちろんのこと、いろいろの面で波及がある。しかし先ほど申し上げたように、そうであるすれば、理事者は今夜あたり赤飯炊いてお祝いをするような事態になろうかと思うんです。拘束力がないと言いのなら、これはもうのんきなもんだということになるかと思つます。

それから、末尾二行について、理事者のそういうことは、これの対処については審議されていまいというふうなことでござつますけれども、この際、皆さの、これか、うやむやになつても困りますので、理事者としては、それではどう、どう考へてあるかというのを、委員長、答弁でなく、理事者の方はどういうふう、この二行についてのものを、取り扱ひをする考へであるか、これは、さう決定してしまえば、理事者の方に回すんですから、回せばさう言つたとお

う、拘束力がないから、やる方がよいんですよ。拘束力がないんだから、送つてもらしても、私の方では受けとけはなんだというのですけれども、そうではない。やはり回つて来たものは忠実にこれを履行したい、検討したい、することだと思つて、それが、それがなくなつていくなから、これは私は回答いたしませんけれども、そうでなければ理事者の意向を聞かないわけにはいかないと、そういうことになるかと思つます。

また、現在までにこれ、三件と言つますけれども、先ほど来申し上げたように、法律でもなければ条例でもない、要綱に基づいてやった、三件の非常に貴重な御協力をいただいた業者なり、何なりに対しては、何か今後、たとえばこれが軽減措置を行った場合に、どう、うふうなその御協力者に対して処遇と言うか、対処と言うか、そういうことを考へておかなければならぬ、んじゃないかと思つます。そういうことはないと、委員会の決定をこのまままうり決定したとしてもこれは困ることであつて、事実困ると思つて、理事者の方。あるいは、困らな、というのならそれでよろしいんですけれども、そういうふうな点も、もうこれ三回目ですから、私、余り休憩なしにそのものずばり

で回答をしていただきたいと思います。

以上、議長の裁断で、そのようなことが、してもらわないと事実関係と思  
うんですよ。議員の皆さんも、私はそう思うんですよ。皆さんもそうだと  
思うんですが、あるいは違ひかも知れませんが、暫時休憩しながらス  
ペースに  
すつとやっていただきたいと思います。以上、お願いを兼ねて。

○議長（末次性男君） 質問者に申し上げますけれども、審査報告  
には、理事者の答弁はできないことになっておるはすです。

○二十番（貫井喜代次君） そんなことは百も承知だけれども、じゃあ、これを通  
さなで、いわゆる委員会に再付託すべく、差し戻し。そうでなければ、  
これは理解できません。

○議長（末次性男君） 暫時休憩いたします。

午後二時五十分 休憩

午後四時四十分 開議

○議長（末次性男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

今日の会議時間は、午後五時までとなっておりますが、議事の都合上、  
あらかじめ延長することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 御異議なしと認めます。よって今日の会議時間は、  
あらかじめ延長することに決定いたしました。

先ほど、貫井議員の理事者に対する発言要求については、議会運  
営委員会において慎重に検討された結果、いろいろな問題が絡んで  
おりますことから、理事者に対する発言要求についてはできないものであるとの  
結論を得ましたので、その点御了承を願います。

それでは質疑を続行いたします。

○建設委員長（高水惣八君） 先ほど貫井議員さんから御指摘いただきま  
した、この請願書に対する拘束力について、私の発言が不足しましたので  
この際、改めて答弁をさせていただきます。

この請願書については、箇条書きになっております二点については、